

暮らしの中の医療のカタチ — 医師編 —

あなたが住む地域の医療機関は、一見同じように見えても、それぞれが違う役割を持っています。そして医師の診療の仕方も異なります。その違いを知って、あなたの体調に合う医療機関を選択しましょう。



クリニック

- 往診なし 普段、体調変化の際に受診する医療機関
- 往診あり 診察時間の合間に往診を行う医療機関

かかりつけ医



訪問診療 / 在宅療養支援診療所

- 訪問診療 定期的、または緊急時に訪問する医療機関
- 在宅療養支援診療所 24時間365日に対応する医療機関



急性期病院

上の医療機関からの紹介により治療を提供する医療機関
専門的医療を提供する医療機関

急性期病院

急性期病院の治療後は、紹介元の病院やお住まいの近くの医療機関で経過を診てもらいます。

2人主治医制

急性期病院での治療を終えた後も、定期検査や入院治療に対応できるよう
住まいの近くの病院と急性期病院が連携します。
このような連携を図る体制を2人主治医制と言います。

住まいの近くの
かかりつけ医



必要時に連携

急性期病院

通院では、自宅～医療機関の移動や診察の順番待ちに体力が必要となります。
通院に負担を感じる場合、頑張り過ぎずに訪問診療に切り替えることがポイントです。



あなたが“しんどさ”を感じているのであれば
是非、主治医や看護師に伝えてください。
あなたの希望や暮らし、病状に応じて
適した診療方法を調整します。



訪問診療型



定期的な訪問と緊急時の訪問
を行います。相談は、通院困難になっ
てからではなく、少し余裕をもって、
通院に負担を感じ始めた時に
されると良いでしょう。

通院、時々往診型



普段、通院している診療所の先生が
昼間や夕方の時間を使って
定期的あるいは患者さんや家族の
求めに応じて往診する方法です。

もっと教えて! 在宅Q&A



在宅医療にかかるお金が心配・・・

在宅医療でも病院と同じように健康保険が使えます。
高額療養費制度などの利用によって、一定の自己負担限度額までの支払いと
なります。また、訪問診療や訪問看護への支払い、薬局や介護保険のサービ
スへの支払いが高額になった場合は、高額医療・高額介護合算療養費制度で
払い戻しが受けられます。
ご相談は、健康保険証の窓口や病院のソーシャルワーカーが受けています。

